１．飲食店応援クーポン券（割引券）利用事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙資料１）

【開催要領】

１、目 的　 　➀ 新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた事業者を支援する。

　　　　　 ➁ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で停滞した地域経済を刺激し、需要

・消費を喚起する。

 ③ 市内の新型コロナ感染症防止対策の徹底を施した（新型コロナ対策推進宣言の

店）お店を安心して巡っていただく。

④ お店の知名度アップ、来店者数アップ、売上アップ、地域力アップを図る。

２．開催期間　　　・クーポン券利用期間：令和３年１１月１日（月）から令和３年１２月３１日（金）

　　　　　　　　　　　・クーポン券精算期間：令和３年１１月１５日（月）から令和４年１月１７日（月）

３．参加対象店　長野県が推進している「新型コロナ対策推進の店」を宣言し、かつ、東御市内で

飲食サービス業（スナック・バーなどを含む）を営む店舗等（中小企業又は個人事業

者が営む店舗に限り、大規模店舗を除きます。）

４．参 加 料 無料

５、事業内容　　➀１，０００円（１枚500円×２枚綴りで１冊）のクーポン券を発行、全市民に配布、

市内の取扱店加盟店で利用できる。

　　　　　　　　　 ➁お一人、１回、５００円以上のお食事・テイクアウト等された場合、１枚利用できる。

 ③配布する取扱加盟店ポスターを店舗入り口等に掲示してください。

　　　　　　　　　　 ④取り扱いにおいて、クーポン券（割引券）の受け取りを拒むことはできません。

⑤本クーポン券（割引券）の対象のなる飲食・サービス等

　　　　　　　　　　　　　本クーポン券は、本事業の取扱加盟店の取り扱う飲食・テイクアウト・デリバリー

　　　　　　　　　　　　　において使用できるものとする。ただし、有価証券や商品券、ビール券、酒券、

印紙、プリペードカード等換金性の高いものや市外でも利用できる電子マネーの

チャージ、特定の商品（公共料金、たばこ、金融商品、本事業の目的にそぐわな

いもの等）は対象外とする。つり銭は出ない。

 　　　　　　　　　 ⑥取扱加盟店の換金手続き等

　　　　　　　　　　　　　取扱加盟店は、使用されたクーポン券裏の指定欄に自店名を記入・押印の上、

換金請求書を添えて商工会事務局に提出する。その際、窓口において金銭の授　　受は行わず、事務局は預かり枚数と金額を記載した預かり証を発行、締日に応じて予め定めた支払日に指定口座への振込により換金手続きを完了する。

尚、換金請求の締日及び支払日は、原則として以下のとおりとする。（締め切り

日が祝祭日の場合は、翌日以降の営業日とする）

　　１５日締⇒当月２５日支払 と 末日締　⇒　翌月１０日支払

　　　　　＜最終の換金手続きは、令和４年１月１７日締分の令和４年１月２５日支払い＞